

## 「有価証券仲介業務を行う協会の従業員に関する規則」の改正について(案)

日本金融サービス仲介業協会

### 1. 改正の趣旨

金融商品取引法第64条の7第6項及び金融サービスの提供に関する法律第78条第6項では、外務員の登録事務の適正な実施を確保するため、認可金融商品取引業協会と認定金融サービス仲介業協会との相互間の情報交換を促進するとともに、他方の協会に対し必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとされている。

今般、本協会と日本証券業協会の間において、上記の規定に基づき外務員の行政処分（外務員の登録を取り消し又は外務員の職務の停止を命ずる処分をいう。以下同じ。）に関する情報を相互に交換することを踏まえ、協会員が従業員の適格性及び資質を判断し、もって投資者の保護及び証券市場の健全な発展に資するよう、交換を行った外務員の行政処分に関する情報について、採用時照会において本協会から協会員に回答するため、「有価証券仲介業務を行う協会の従業員に関する規則」を別紙のとおり改正する。

### 2. 改正の内容

- (1) 対象協会員が本協会に採用時照会を行わなければならない対象者として、過去5年間のいずれかの時点において金融商品取引業者等（日本証券業協会の協会員である者に限る。以下同じ。）若しくは金融商品仲介業者（日本証券業協会の定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者に限る。以下同じ。）の外務員であった者又は現に金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の外務員である者を追加することとする。（第5条第2項）
- (2) 本協会が上記の採用時照会を受けた際、当該照会に係る者について、金融商品取引法第64条の5第1項（同法第66条の25において準用する場合又は金融サービスの提供に関する法律第77条において準用する場合を含む。）の規定による外務員の行政処分に関する情報を回答することとする。（第5条第5項第2号）

### 3. 施行の時期

この改正は、 年 月 日から施行する。

以 上

## 「有価証券仲介業務を行う協会の従業員に関する規則」の改正について(案)

(下線部分改正)

改正案	現行
<p>(本協会への照会)</p> <p>第5条 対象協会員は、他の対象協会員の従業員(当該他の対象協会員が個人である場合は当該個人を含む。以下、本条において同じ。)であった者又は現に<u>他の対象協会員の従業員</u>である者を採用しようとする場合は、第12条第1項に規定する一級不都合行為者としての取扱いについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 対象協会員は、過去5年間のいずれかの時点において<u>他の対象協会員の従業員であった者若しくは金融商品取引業者等(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第34条に規定する金融商品取引業者等をいい、日本証券業協会の協会員である者に限る。以下、本項において同じ。)</u>若しくは<u>金融商品仲介業者(日本証券業協会の定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者に限る。以下、本項において同じ。)</u>の<u>外務員(金商法第64条第1項(金商法第66条の25において準用する場合を含む。))に規定する外務員をいう。以下、本項において同じ。)</u>であった者又は現に<u>他の対象協会員の従業員</u>である者若しくは<u>金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の外務員</u>である者を採用しようとする場合は、第5項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p>	<p>(本協会への照会)</p> <p>第5条 対象協会員は、他の対象協会員の従業員(当該他の対象協会員が個人である場合は当該個人を含む。以下、本条において同じ。)若しくは<u>金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者の従業員(金融商品仲介業者が個人である場合には当該個人を含む。本条において同じ。)</u>であった者又は現に<u>それらの従業員</u>である者を採用しようとする場合は、第12条第1項に規定する一級不都合行為者としての取扱いについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 対象協会員は、過去5年間のいずれかの時点において他の対象協会員の従業員又は現に他の対象協会員の従業員である者を採用しようとする場合は、第5項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>3 対象協会員が、他の対象協会員の従業員を 出向により採用しようとするとき、<u>他の対象協会員の従業員として出向していた者を帰任により採用しようとするとき又は当該対象協会員が他の対象協会員の金融サービスの提供に関する法律施行令第 30 条第 2 項各号若しくは第 3 項各号に掲げる関係を有する者（以下、「親子法人等」という。）である場合若しくは他の対象協会員が当該対象協会員の親子法人等である場合における当該他の対象協会員の使用人を採用しようとするときは、前二項の規定を適用しない。</u></p> <p>4 （ 現行どおり ）</p> <p>5 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前 5 年間に於ける次の各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った対象協会員に回答する。</p> <p>(1) （ 現行どおり ）</p> <p>(2) <u>金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合又は金サ法第 77 条において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分</u></p> <p>(3) （ 現行どおり ）</p> <p>（ 以 下 省 略 ）</p>	<p>3 対象協会員が、他の対象協会員若しくは<u>金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者の従業員</u>の従業員を出向により採用しようとするとき、<u>それら</u>の従業員として出向していた者を帰任により採用しようとするとき又は当該対象協会員が<u>それらの親会社</u>である場合若しくは<u>それら</u>が当該対象協会員の親会社である場合における当該他の対象協会員の使用人を採用しようとするときは、前二項の規定を適用しない。</p> <p>4 （ 省 略 ）</p> <p>5 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前 5 年間に於ける次の各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った対象協会員に回答する。</p> <p>(1) 第 12 条第 1 項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定</p> <p>(2) <u>金サ法第 77 条において準用する金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 64 条の 5 第 1 項の規定による外務員の登録の取り消し又は職務の停止を命ずる処分</u></p> <p>(3) 外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置に係る決定</p> <p>（ 以 下 省 略 ）</p>

改正案	現行
<p data-bbox="443 416 568 454">付 則</p> <p data-bbox="204 512 746 551">この改正は、 年 月 日から施行する。</p>	